

2024年6月吉日

維新ホールをご利用の皆様へ

KDDI 維新ホール(山口市産業交流拠点施設)
指定管理者：株式会社コンベンションリンケージ

利用料金の還付規定の変更について

首題の件、2024年8月1日(月)受付分から、施設の利用にかかる申請書の受付・料金の請求・利用の許可・キャンセル規定について以下のとおり運用を変更することとなりました。ご理解ならびにご協力のほどお願いいたします。

《主な改正内容》

キャンセル規定の起算日が「利用許可日」から「利用許可申請書提出日」になります。従って、支払の有無に関わらず、利用許可申請書提出日から規定に沿ってキャンセル料金が発生します。

キャンセル規定（2024年8月1日運用開始）

還付することができる場合		還付する額
利用者が、利用許可申請書提出日から1か月以内かつ利用日の3か月前までに利用の中止を届け出たとき		全額
利用者が、利用許可申請書提出日から1か月を経過した日以後、かつ、利用日の3か月前までに利用の中止を届け出たとき	非営利利用	利用料金の50%
	営利利用	利用料金の30%
利用者が、利用日の3か月前から1か月前までの間に利用の中止を届け出たとき	非営利利用	利用料金の30%

※ 返還する額から振込み手数料を差し引いた金額を返金いたします。返還する額には利息は付しません。

※ 「利用許可申請書提出日」について、申請方法別の申請完了のタイミングを以下のとおりに定めます。

窓口：受付日時 メール・FAX：受信日時 郵送：開封日時

ただし、受け取った申請書に不備があった場合、不備が是正された日を申請完了日とします。

※ 「利用許可申請書提出日から1か月以内」は申請書提出日から1か月後の同日まで、「利用日の3か月前まで」は利用日の初日の3か月前の同日まで、

「利用日の1か月前」は利用日初日の1か月前の同日までとします。

※10円未満の端数は切り捨てます。

以上